

Title	賀茂傳説考(肥後和男著, 東京文理科大學文科紀要第七卷)
Sub Title	
Author	松本, 信廣(Matsumoto, Nobuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.4 (1933. 12) ,p.159(739)- 160(740)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19331200-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

要するに本書は教授の多年に亙る研究の成果ともいふべきものであり、緒言に於て、「もしも此の一書が支那の國情を研究しようとする時に、いくらかの手引草として役立つならば、撰者の貧しい努力は酬むられるわけである云々」と謙遜して述べてをられるが、支那に對し、正しい認識を持たんとするものにとつて、本書は必要缺くべからざるものである。また、本書に収録されてゐる多數の註及び卷末に附する地名辭典は支那を研究せんとするものに、如何程洪益を與ふるか圖り知ることが出來ぬ。(宮島貞亮)

賀茂傳説考

(肥後和男著)
東京文理科大学文科紀要第七卷

賀茂の神が、我國神祇史上に占める位置は、極めて大である。既に伴信友は、その「瀨見小河」に、賀茂傳説に對し精細な研究をなしてをるが、著者は、更に新見地、新材料から、この難解にして興味深き問題に新しき光明を投じてをる。先づ一、「資料」に於て釋日本紀卷九に引かれた風土記逸文を大體奈良朝の古文と認め、其他の資料の年代を検討し、二、「方法」に於て、歴史は一回限りの出來事であり、神話は、繰返しの世界即ち社會的生活に於て之に準據を與へんために成立したものであり、たゞ之を抽象的原則としてよりも具象的表現をとり、人間社會に於ける事實としての表現法を採用したもので、神話を説明するには繰返されしもの、即ち古代の民俗によらねばならずとし、今見る民俗より古代の民俗に遡り類推するのは、日本の如き生活に古今一貫した歴史の連続ある國に殊に可能であると論じ、賀茂の神話を解釋するに

賀茂に残れる幾多の慣習殊に神事の研究をもつてなすことを志してをる。著者の態度は、神話學上の儀禮説に屬せしむべきであり、フランス社會學派の傾向をとり、神話研究の正道を踏めるものである。續いて伴信友流に著者は、傳説を風土記記事を中心に逐條注釋的説明を加へ、三、「カモタケツヌミの觀念」に於て、その名の意義が畢竟猛く尊き神と云ふ程の意味であり、中に殆ど特殊な固有名詞的なものを含まずと云ひ、四、「八咫鳥」に於て、鳥が太陽崇拜と關係あると共に熊野信仰とも密接な交渉あり、我古代に於て二つの文化系統あり、この複雑性が記紀の叙述にも反映したるものとなし、五、「葛木鴨との關係」に於て山城賀茂と葛木鴨との神事傳説を比較し、共にカモ又はカモツミを最も古い基礎的な觀念とするものであり、たゞ葛城方面は社會の發達文化の進展ありしたため神々も特殊な神格を分離することになり、京都方面はなほ原始の状態を保存し、カモツミなる古き觀念をその儘に傳へることが出來たのであるとなし、六、「天神と地祇」に於ては、この根本を同じくすると考へらるゝ二つのカモの一方が天神に、他方が地祇に屬せしめられた原因をもつて統一の初期に於て葛城の勢力が大和朝廷に執拗な反抗をつゞけるため、その祖神が地祇に列つせられ、之に反し、京都の賀茂は、比較的容易に大和朝廷の天神信仰と同化し得たため天神の部類に入れられたのであらうとし、七、「神の遍歴譚」に於て葛木山に宿られた賀茂建角見命が山城岡田鴨に移り、それから賀茂川に來たと云ふ遍歴譚をもつて、賀茂の集團が移動したわけではなく、賀茂の人々が次第に自己に所縁あるものを外部に求めて行き、大和葛木のカモと結ばんがため

成立させた傳説であるとし、八、「矢取神事と水口祭」に於て、例の丹塗矢傳説を考察するに下鴨社に行はれる矢取の神事をもつて、之が水口祭との關聯を推し、九、「矢となれる父神」に、賀茂傳説の原始的な形式として大宮たるカモツミが玉依日女と婚して若宮を生むと云ふ形式を假定し、後に別雷神の威勢が盛んになるに及び、本來の父神が玉依日女の父たる位置に移り行つたのであらうと論じ、十、「若宮の降誕」に「ミアレ、ミアレオトメ」の信仰、「籠り」、成年式等の慣習と賀茂傳説との關係を述べ、十一、「三井社」に於て泉の信仰より賀茂御祖神社が發達せしことを推し、また下鴨の地主神たる出雲井於神社と御祖神社との關係を考究して、之を出雲系社會と賀茂氏との交渉と見ず、寧ろ同一社會の分化として上下の分離が起り、祭司階級が賀茂氏を稱し、その神を御祖神とし、他方は地主神にされたのであらうとし、十二、「競馬と猪頭」に此行事の意義を尋ね、十三、「總括」の章をもつて本研究の終りとしてをる。

著者は、關東八溝山下の出身であり、かつ滋賀縣奈良縣地方を久しく史蹟調査の爲踏査され、多くの民俗資料を採集され、その上京都帝大國史料の出身として國史考古學に造詣深く現に東京文理科大學に日本近世史を講ぜられてをる。著者が賀茂傳説を研究せられしは誠に其人を得たりと云ふべきである。其土地の古傳習俗に委しき氏の如き人物にして初めて此難解な傳説に明快な解釋が下され得るのである。もとより氏の判斷が悉く妥當であるとは云ひ得ないかも知れぬ。例へばアヂスキタカヒコノ神を本來鋤の神なりとされるのも、この神の他の神話傳説から見、また高彦

根といふ美稱から見、その他スキの名がス、キとかスギ(杉)と高くそばだち、とがつたものと類似してをる所から見、やはり天より降る神と云ふ性質を多分に認むべきではあるまいか。また氏の説かれる所が悉く盡してゐるとは云ひ得ないと思はれるのは例へばミアレギの事、葵のかづら等に就て叙述がないことである。然し氏は、最後に「この論攷は予の多少の苦心にも拘らず、なほ多くの點に於て而もその重要な點に於て問題を後にのこさざるを得なかつた。それらは更に反覆研究の上他日これを論定し、たく思ふ」と述べられてをる。吾人は、氏の如き歴史と民俗の兩方面に明るき人が、本傳説は云ふも更なり、更に各地の地方的傳説を批判研究され、世界無比の我國の神話資料の上に新しき學説を編まれんことを期待して止まぬ。要するに本書は、本年度出版神話學書中の最高峰に列つすべきものとして江湖に推奨する。(昭和八年五月出版、六卷より八卷まで合冊、定價貳圓六十錢、賣捌所、丸善株式會社)(松本信廣)

日本古代經濟 市場

(西村眞次著
東京堂刊行)

本書は、著者が過去十數年來早稻田大學に於いて講ぜられてゐる日本古代史を総合的に集成せんとする念願に依つて生み出されたものゝ一部である。

著者は先づその序文に於いて、自らの歴史論述の態度方法を宣言してゐる。即ち立派な論述も資料不明なものには科學的價値を有たない。吾人は忠實に資料を蒐め、公平にそれを検討し、的確